

# 消費税率10%引き上げへの対策

○消費増税の影響は二つあります

1. 逆進性(低い所得の人ほど消費税が負担となる)
2. 激変緩和(消費税率10%への引き上げ直後には負担が増し、消費が冷え景気が悪くなる)

**そこで以下の対策で、これらの問題に対処します！**

## 【家計支援策】

＝「**給付・所得税減税**」を実施します！

- ①逆進性対策として、食料品と新聞だけの「**軽減税率**」では効果は限定されます。そこで所得に応じて**一人あたり平均8000円/年の給付**(住民税課税世帯は減税)を行い、食料品以外も実質軽減します！
- ②激変緩和対策として、中低所得者に「**所得税減税**」で手取りを増やし、消費を支えます！(住民税非課税世帯には給付します)

## 【自動車】

- 世界的にも高いクルマの税金を減税します！
- 高速道路料金引き下げ**！
- 任意保険料、その他の保有コストも下げます**！



## 【住宅】

- 賃貸住宅の負担軽減**: 賃貸利用が約4割を占めるなか、消費税引き上げにより家賃の上昇も考えられます。**家賃の税額控除**等を検討します！
- 住宅購入こそ**軽減税率を適用**したいですが困難です。そこで不動産取得税・登録免許税等、住宅にかかる税負担を軽減し、包括的な「**住まい税負担軽減パッケージ**」を導入します！

- ひとり親支援: 寡婦(夫)控除を、**未婚のシングルマザー／ファザーにも適用**！
- 子育て支援税制: ベビーシッター／民間教育費などを**税額控除の対象**に！
- 災害復興支援税制: **ボランティア費の税額控除**や「**災害損失控除**」を創設！
- 住民税の現年課税: 住民税は前年所得を基準に課税。前年に比べて所得が減少した人には、**所得税還付で激変緩和**します！

**総合的な対策を与党に政策提言しました！**



自民民主党・宮沢税調会長



公明党・西田実仁税調会長

何でも「**反対**」ではなく、常に**対策を示して**いきます！

(写真:平成30年12月11日)

「**新構想**」の解説動画も要チェック！→



ご意見・ご要望はこちらへ！

豊田事務所 〒471-0029 愛知県豊田市桜町2-15-1(右図参照)

TEL:0565-31-2480 FAX:0565-31-1615

東京事務所 〒100-8982 東京都千代田区永田町2-1-2 第2議員会館419号室

TEL:03-3508-7262 FAX:03-3502-5075

Facebook

